貨港通信(かもめーる)

第39号 平成27年6月1日 発行

静岡県賀茂健康福祉センター 賀茂保健所 賀茂児童相談所 賀茂知的障害者更生相談所

~賀茂健康福祉センター所長に就任して~

賀茂健康福祉センター所長 髙橋 安雄

平成27年度、桜満開の中、新採4名を含め、19人の転入者を迎え、当センターもスタートを切りました。私自身、5年半ぶりの下田勤務となりました。賀茂地域をとりまく環境は、課題山積です。巨大津波など東海・東南海地震、第四次地震被害想定、人口減少、少子高齢、観光を中心とした地元経済の低迷、これに伴う生活保護の増大、介護と連携した地域医療の確保等々。地域の皆様の生活に直結した業務を担うのが、賀茂健康福祉センターの任務と考えま



す。所長として責任の重さを痛感します。近江商人の「三方よし」ならぬ「住んでよし、訪れてよし、世間よし」そんな地域づくりに努めます。

~新年度を迎えての挨拶~

賀茂保健所長 秋山泉

賀茂地域に赴任して3年目となり、豊かな自然や地域の 生活を支えている方々と触れあい、ますますこの地に愛着 を感じています。現在、全県より30年も高齢化が進んで いる賀茂地域で地域包括ケアのネットワークづくりが進め てられています(県在宅医療連携拠点事業委託:下田メディカルセンター、伊豆今井浜病院、西伊豆健育会病院)。 今後も賀茂地域の皆様が医療や介護のサービスを安心して 受けられるようネットワークづくりに取組みます。



≪賀茂健康福祉センター組織紹介≫

担当課	主な業務	電話番号			
総務課	総務、経理、総合窓口案内	0558-24-2033(代表)			
福祉課	高齢者、民生・児童委員、人権啓発、障害者、子育て、母子保健、 児童扶養手当、こころの健康相談、女性相談				
生活保護課	生活保護の決定と実施	0558-24-2034、2035			
相談課	相談課 児童虐待、不登校・非行、里親、こどもの障害、療育手帳				
地域医療課	医療機関の開設等の相談、医療機関の立入検査、結核、感染症、 難病、エイズ、ウィルス性肝炎検査、被爆者援護、骨髄移植推進	0558-24-2052			
健康増進課	健康づくり、生活習慣病予防、食育、栄養業務、医師・看護士等免 許	0558-24-2037			
衛生薬務課	食品衛生、旅館、理美容、クリーニング、温泉、動物愛護、医薬 品、違法薬物、献血	0558-24-2057			
環境課	廃棄物、リサイクル、水道、浄化槽、特定建築物、プール	0558-24-2053			
松崎保健支援室	松崎町・西伊豆町における保健・衛生業務	0558-42-0262			

担当課がわからないときは、相談窓口案内(0558-24-2033)にお問い合わせください。

探そう!

自分のしいす育を

6回連続講座

きらきらの会

NPプログラム

カナダ保健省が開発し、1980

年代からカナダ全土で導入された子育て支援プログラム。

日 時 9月29日(火)、10月6日(火) 10月13日(火)、10月20日(火) 10月27日(火)、11月5日(木)

午前 10 時~12 時

会 場 下田総合庁舎内 会場検討中 (下田市中 531-1)

講 師 NP ジャパン認定ファシリテーター 鈴木 陽子

対象 0~5歳までの子を育児中の親

参加費 300円 完全託児付 (託児料は無料)

申込み 電話 0558-24-2056(福祉課 野田) (募集期限7月 31日)

問合せ (平日8:30~17:15)

定員 10名

持ち物 筆記用具、お子さんの飲み物、紙おむつ、着替え

※お子さんの持ち物には必ず名前をつけてください。

主 催 静岡県賀茂健康福祉センター 福祉課





- ・子どもの成長・発達、
- ・子どもとの関わり方・しつけの仕方、
- 家族関係、ママ友との関係等を テーマに話し合います

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

乱用とは、医療目的にない薬物を不正に使用したり、医薬品を医療目的以外に使用したりすることをいい、1回でも『乱用』になります。乱用される薬物は依存性が強く、脳や身体を破壊し、幻覚や精神障害等、様々な健康被害をもたらすだけでなく、一度手を染めてしまうと、自分の意志だけでは止めることができなくなり、犯罪(殺人、窃盗など)に発展することもあります。

危険薬物(危険ドラッグ)とは・・・

- ・覚せい剤よりも依存性が高いとされ、心も身体もボロボロになってしまいます。
- 脳に強く作用するため重大事故の原因にもなり得ます。
- 原料に何が使われているか分からないため、死に至る場合もあります。

条例により、知事指定薬物の製造・販売・所持等は禁止されています。

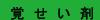
知事指定薬物…危険薬物のうち、現に乱用され又は乱用のおそれがあると認めるもの

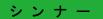
- ●危険薬物の販売店には、不動産業者が賃貸契約を解除できます。
- ●配送物が危険薬物とわかった場合は、運送業者が運送契約を解除できます。
- ●学校などの周辺は、危険薬物の営業禁止区域とします。

主 な 乱 用 薬 物

大 麻

危険ドラッグ





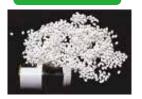












使わないで!きっぱり断ろう!

1回だけなら平気さ、いつでもやめられるよ

みんなやってるよ

やせてきれいになるよ

薬物に対して正しい知識を持ち、絶対に手を出さないようにしましょう!!

手 遅 れ に な る 前 に 、 相 談 を … !

				相	談	窓口	電 話 番 号
薬物	相談	窓「		静岡県健康福祉部生活衛生局	054-221-2413		
	相	11 一	芯	Ц	薬事課 薬物対策班	E-mail:yakuji@pref.shizuoka.lg.jp	
危険ドラッグ通報・相談窓口			∃談窓	П	健康福祉部薬事課内	054-221-3317	
٦	٦	ろ	の 1	電	話		0558-23-5560(伊豆地区)
薬物依存相談(第1火曜、第3金曜) 【面談·予約制】				金曜)	精 神 保 健 福 祉 センター	054 - 286 - 9245	

◎東海北陸厚生局麻薬取締部(052-961-7000)や最寄りの警察署、健康福祉センター (賀茂保健所:0558-24-2057)、静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。

浄化槽を使用する皆様へ

<浄化槽を上手に使うポイント>

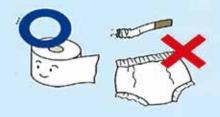
浄化槽は主に微生物の働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽を正しく機能させるためには専門の業者による維持管理の他に

使用する皆さんの日頃の管理や使い方が大切になります。

以下のポイントに注意をして浄化槽を正しく使用しましょう。

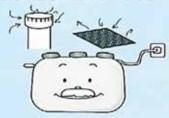
●トイレットペーパー以外のもの は流さないでください。



●放流水の色、臭いに注意してください。異常を発見したらすぐに保守点検業者に連絡してください。



●浄化槽は生き物と同じです。浄 化槽(プロワ)の電源は絶対に 切らないでください。大切な微 生物が窒息してしまいます。



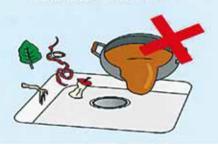
●浄化槽の上には物を置かないでください。維持管理の妨げや亀裂、漏水の原因となります。



便器の掃除に塩酸などの劇物や 殺虫剤は使わないでください。



台所では油脂類をできるだけ流 さないでください。(フライパ ンに残った油は、紙等で拭き取 ってから洗ってください。)



<浄化槽を使用する方の三つの義務>

保守点検 <年3~4回>

浄化槽の点検、付帯設備 の調整・修理、消毒剤の 補充等

清掃

く年1回以上>

浄化槽内にたまった 汚泥やスカム等の引き抜き

法定検査

<年1回>

外観検査、書類検査、 水質検査による 浄化槽の健康診断

保守点検、清掃はお住まいの地域の浄化槽関係業者に、

法定検査は(一財)静岡県生活科学検査センターに依頼をしてください

詳しくは賀茂健康福祉センター環境課(0558-24-2053)へお問い合わせください。

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり イメージキャラクター 「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



静岡県賀茂健康福祉センター・賀茂保健所

〒415-0016 下田市中 531-1(静岡県下田総合庁舎 2 階・4 階) 電話 0558-24-2033 ホームページ http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-710/ FAX 0558-24-2159 松崎保健支援室 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3 電話 0558-42-0262

